

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則等の一部を改正する規則（社会福祉課）…………… 2
- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（新産業課）…………… 3
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 4

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則等の一部を改正する規則（規則第28号）

- 1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、栄養士法又は栄養士法施行令に基づく書類の受理等に関する事務であって、条例の規定により保健所を設置する市が処理することとするものを定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 覚せい剤取締法及び麻薬及び向精神薬取締法に基づいて薬局開設者等が提出する書類の受理に関する事務を、保健所を設置する市が処理することとする事務に追加する等所要の整備を行うこととした。

●産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

県内全域において産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に規定する立地促進事業等の実施をより一層促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、法人が行う事業が同条例の規定による事業税の不均一課税の対象事業であることの確認を求める申請書の提出期限について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

- 1 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 15団地 143戸
普通中層耐火住宅 4団地 4戸
- 2 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	HAT神戸・灘の浜住宅	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目	73戸
	磯上公園住宅	神戸市中央区磯上通5丁目	1戸
	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	1戸
	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町5丁目	6戸
	名谷住宅	神戸市須磨区菅の台3丁目	1戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	2戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	6戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	1戸
	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	2戸

	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	1戸
	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	1戸
普通中層 耐火住宅	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	1戸
	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	1戸
	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	1戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	1戸

3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 23団地 138戸

普通中層耐火住宅 18団地 45戸

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則等の一部を改正する規則

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表中1の項を1の2の項とし、区分の項の次に次のように加える。

<p>1 条例本則の表3の部に規定する規則で定める事務</p>	<p>1 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。)第1条第1項若しくは第2項、第3条、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項、第2項若しくは第4項、第6条第1項、第2項、第4項若しくは第5項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により厚生労働大臣又は知事に提出される書類の受理に関する事務</p> <p>2 栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第2項又は第4項の規定により厚生労働大臣又は知事が作成する書類(政令第5条第1項若しくは第2項の規定による書換え交付の申請又は政令第6条第1項若しくは第2項の規定による再交付の申請に基づき作成するものを含む。)の交付に関する事務</p>
---------------------------------	--

本則の表4の項中「(同法第60条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同表13の項中「第1条、第1条の3第2項」を「第1条の2、第1条の4第2項」に改め、同表14の項中「若しくは覚せい剤原料研究者」を「又は覚せい剤原料研究者」に改め、「又は薬局開設者」を削り、同表15の項中「又は薬局開設者」を削り、同表16の項中「昭和28年厚生省令第14号」の右に「。以下この項において「省令」という。」を、「麻薬営業者」の右に「(麻薬小売業者を除く。)」を、「向精神薬営業者」の右に「(法第50条の26第1項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた薬局開設者を除く。)」を加え、「、薬局開設者」を削り、「提出することとされているもの」の右に「並びに省令第9条の2第1項、第6項、第7項、第10項及び第11項の規定により提出することとされているもの」を加え、同表21の項の次に次のように加える。

21の2 条例本則の表39の2の部に規定する規則で定める事務	薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）第3条、第5条、第6条第1項、第8条第1項若しくは第2項、第9条（第3項を除く。）又は第10条第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
--------------------------------	---

本則の表45の2の項中「本則の表67の9の部」を「本則の表67の8の部」に改め、同表68の項を次のように改める。

68 条例本則の表92の部に規定する規則で定める事務	社会保険診療報酬支払基金法第15条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和52年厚生省告示第239号）第1号、第5号、第10号又は第11号に掲げる医療に関する給付を受けようとする者又は現にこれらの医療に関する給付を受けている者から、これらの医療に関する給付に関して知事に提出される書類の受理に関する事務
----------------------------	--

（麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部改正）

第2条 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「麻薬営業者」の右に「（麻薬小売業者を除く。）」を、「向精神薬営業者」の右に「（法第50条の26第1項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた薬局開設者を除く。）」を加え、「、薬局開設者」を削る。

（覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続を定める規則の一部改正）

第3条 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、覚せい剤原料研究者及び薬局開設者」を「及び覚せい剤原料研究者」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則本則の表4の項、13の項及び68の項の改正規定は公布の日から、同条中同表45の2の項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第29号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「6の項又は」を「6の項若しくは」に改め、「限る。）」の右に「又は同表4の項若しくは6の項に規定する事業（第7条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当するものに限る。）」を加え、「同号アに規定する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」に改め、同号に次の表を加える。

第7条第2項第1号ア又は第4項第1号に規定する土地に建築物を新たに建築する場合	当該建築物の建築について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を要するとき。	当該建築確認の申請書を提出する日
---	--	------------------

	当該建築物の建築について建築確認を要しないとき。	当該建築物の建築の工事に関する契約を締結する日
その他の場合		第7条第2項第1号ア又は第4項第1号に規定する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日

第19条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第30号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款11の項を次のように改める。

11	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款12の項中「昭和53年度」を「53」に改め、同款26の項中

「

1	0.8486	68,900
2	0.8486	69,500

」

を

「

2	0.8486	69,500
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8486	72,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8486	72,300
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8486	73,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8486	73,300
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8486	73,600
1	0.8486	73,700

」

を

「

2	0.8486	73,600
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9374	76,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9374	76,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1046	87,600
1	1.1046	88,900
1	1.1046	90,800

」

を

「

1	1.1046	88,900
---	--------	--------

」

に改め、同款28の項中

「

1	1.0088	69,100
1	1.0364	69,600

」

を

「

1	1.0088	69,100
---	--------	--------

」

に改め、同款29の項中

「

1	0.9489	70,900
1	0.9552	70,900

」

」
を
「

1	0.9489	70,900
---	--------	--------

」
に改め、同款35の項を次のように改める。

35	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款37の項中

「
」

1	0.7070	65,800
1	0.7070	66,600
1	0.7070	67,200

を
「
」

1	0.7070	65,800
---	--------	--------

に、
「
」

3	0.7070	67,700
---	--------	--------

を
「
」

2	0.7070	67,700
---	--------	--------

に、
「
」

4	0.7070	68,700
---	--------	--------

を
「
」

3	0.7070	68,700
---	--------	--------

に、
「
」

2	0.7087	68,000
1	0.7087	68,300
4	0.7087	68,600

を
「

2	0.7087	68,000
3	0.7087	68,600

に、

「

2	0.7087	69,000
1	0.7087	70,100
1	0.7087	72,300

」

を

「

1	0.7087	69,000
1	0.7087	70,100

」

に改め、同款46の項を次のように改める。

46	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款60の項中

「

1	0.6813	54,800
1	0.8562	67,300
1	1.0257	77,800

」

を

「

1	0.8562	67,300
---	--------	--------

」

に改め、同款68の項から77の項までを次のように改める。

68 から 77 まで	削除	
----------------------	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款81の項中

「

3	0.8231	63,200
---	--------	--------

」

を

「

2	0.8231	63,200
---	--------	--------

」

に改め、同款85の項中

「

1	0.9873	69,700
1	0.9904	68,900
1	0.9904	69,700

」

を

「

1	0.9873	69,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.0764	69,400
1	1.1055	72,500

」

を

「

2	1.0764	69,400
---	--------	--------

」

に改め、同款106の項を次のように改める。

106	削除
-----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款107の項中

「

2	1.0549	69,400
---	--------	--------

」

を

「

1	1.0549	69,400
---	--------	--------

」

に改め、同款108の項中

「

2	0.5910	56,500
1	0.9489	72,800

」

を

「

2	0.5910	56,500
---	--------	--------

」

に改め、同款110の項中

「

1	0.5048	49,900
1	1.0128	73,800

を
「

1	0.5048	49,900
---	--------	--------

に改め、同款に次のように加える。

115	30	4	9	HAT神戸・灘 の浜住宅	神戸市灘区摩耶海 岸通2丁目	14階建	2	0.8437	86,900
							1	0.8437	87,400
							2	0.8437	89,600
							1	0.8437	90,200
							1	0.8437	90,600
							1	0.8454	89,000
							1	0.8454	91,300
							1	0.8454	91,900
							2	0.8454	92,300
							1	0.8454	92,700
							1	0.8454	97,700
							1	0.8454	98,800
							1	0.8489	82,600
							1	0.8489	84,500
							2	0.8489	85,600
							2	0.8489	88,100
							1	0.8489	89,200
							2	0.8489	89,400
							1	0.8489	89,600
							1	0.8489	91,600
							1	0.8489	92,000
							2	0.8489	93,200
							1	0.8489	93,300
							1	0.8524	86,900
							1	0.8524	89,900
							1	0.8524	92,500
							1	0.8524	96,000
							1	0.8575	81,800
							1	0.8592	81,200

」
を
「

1	1.0123	75,900
---	--------	--------

」
に改め、同款13の項を次のように改める。

13	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款27の項から39の項までを次のように改める。

27 から 39 まで	削除	
----------------------	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款40の項中「昭和40年度」を「40」に改め、同款49の項中

「

1	0.5303	37,800
1	0.5303	39,900

」
を
「
1 0.5303 39,900
」

に改め、同款68の項中

「

1	0.9959	74,300
1	0.9989	73,400

」
を
「
1 0.9959 74,300
」

に改める。

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から12の項までを次のように改める。

1 から 11 まで	削除	
---------------------	----	--

12	平成 10年	5月	昭和 53年度	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	15階建	1	0.7121	53,300
							1	0.7121	55,000

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

116	30	4	昭和 38年度	磯上公園住宅	神戸市中央区磯上通5丁目	10階建	1	0.3858	33,600
117	30	4	48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	14階建	1	0.4821	34,800
118	30	4	52	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町5丁目	23階建	1	0.6161	53,000
							3	0.8231	63,200
							2	0.8231	63,800
119	30	4	52	名谷住宅	神戸市須磨区菅の台3丁目	14階建	1	0.6983	51,800
120	30	4	54	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9825	72,000
							1	0.9885	72,000
121	30	4	55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	2	0.9643	70,200
							1	0.9842	68,900
							1	0.9873	66,900
							1	1.0088	68,100
							1	1.0610	74,800
122	30	4	57	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9536	72,400

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から4の項までを次のように改める。

1 から 4 まで	削除								
--------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款の次に次のように加える。

76	30	4	52	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.7599	55,100
----	----	---	----	------	--------------	-----	---	--------	--------

77	30	4	54	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.8748	60,600
78	30	4	55	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	5階建	1	0.6607	48,700
79	30	4	57	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	5階建	1	0.9985	80,100

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から16の項までを次のように改める。

1 から 15 まで	削除									
16	平成 10 年	7 月	昭 和 42 年 度	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.8906	55,200	円

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

123	30	5	53	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	15階建	1	0.7121	53,400
							1	0.7121	55,000
124	30	5	56	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	25階建	1	0.7442	59,300
125	30	5	57	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	25階建	1	0.7478	61,600

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成30年4月4日
- (2) 第2条の規定 平成30年4月20日
- (3) 第3条の規定 平成30年5月20日